

総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則施行細則

平成 18 年 12 月 26 日 制 定

平成 28 年 4 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則（平成 18 年 12 月 26 日制定規則第 70 号。以下「利用規則」という。）第 6 条、第 11 条及び第 18 条の規定に基づき、図書等利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書等の貸出し)

第 2 条 利用規則第 2 条第 1 項に該当する者は、所定の手続きを経て、図書等の貸出しを受けることができる。

2 前項の者のほか情報・図書委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者は、所定の手続きを経て、図書等の貸出しを受けることができる。

(貸出しの冊数及び期間)

第 3 条 貸出しの冊数及び期間は、1 人 30 冊、1 カ月以内とする。

(借用の予約)

第 4 条 貸出中の図書等を、返却後直ちに借用しようとする者は、その予約をすることができる。

(貸出期間の更新)

第 5 条 利用者は、当該図書等について前条の予約がない場合、1 回に限り貸出期間を更新することができる。

(図書等の返却)

第 6 条 図書等の貸出しを受けた者が、利用規則第 2 条第 1 項の身分を失った場合又は 3 カ月以上勤務地を離れる場合は、貸出期間中であっても、速やかに貸出しを受けた図書等を返却しなければならない。

(参考調査の範囲)

第 7 条 参考調査の範囲は、原則として、依頼事項に関する参考文献の紹介及び依頼事項に関する文献を所蔵する文庫、図書館等についての情報提供とし、学術研究の目的に沿

わない調査依頼等については、回答を行わない。

- 2 前項の参考調査の範囲内にあっても、特に多大の経費又は時間を要し、他の参考調査業務に支障を及ぼすおそれのある調査については、行わないことがある。

(参考調査の申込み)

第8条 参考調査の依頼は、文書により申し込むことができる。

(雑則)

第9条 この細則の定めるもののほか、図書等の利用に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この細則は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。